

認 第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

## 専 決 処 分 書

野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日

野田市長 鈴木 有

## 野田市条例第 22 号

### 野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険税条例（昭和 43 年野田市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 号中「26 万 5,000 円」を「27 万円」に改め、同条第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の野田市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市国民健康保険税条例(昭和43年野田市条例第26号)

改 正 案	現 行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 22 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 54 万円を超える場合には、54 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>27 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>49 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 22 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 54 万円を超える場合には、54 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>26 万 5,000 円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>48 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p>